

議案第1号	阪神間都市計画土地区画整理事業の変更（西宮市決定）について（甲東瓦木土地区画整理事業）【付議】
議案第2号	阪神間都市計画土地区画整理事業の変更（西宮市決定）について（甲東瓦木南土地区画整理事業）【付議】
議案第1号 審議結果	本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は再度審議することとし、意見書の提出がなければ、本案を承認し都市計画決定することを承認する。
議案第2号 審議結果	本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は再度審議することとし、意見書の提出がなければ、本案を承認し都市計画決定することを承認する。
主な質問等	<p>○理由書に「事業化が困難」とあるがその理由はなにか。</p> <p>【当局回答】</p> <p>都市計画決定当時、当該地区は、農地が主体であった。しかし、土地区画整理が実施されず、個々に農地の小規模開発が進んだ。その結果、宅地の細分化、権利の輻輳化がおこなわれ現在に至っている。土地区画整理事業実施には、公共用地、保留地に当てるための「減歩」が必要となるため、現実的に宅地所有者の合意は難しい。</p> <p>○廃止される土地区画整理区域内に残る都市計画道路甲子園段上線、武庫川広田線についての今後の予定は。</p> <p>【当局回答】</p> <p>武庫川広田線のうち中津浜線から瓦木なかの道までの間は、平成29年度から着手する予定。その他の区間については、平成30年度以降の道路整備プログラムに位置付けて整備手法を検討したい。</p>

議案第 3 号	阪神間都市計画区域区分の変更（兵庫県決定）について【諮問】
議案第 4 号	阪神間都市計画用途地域の変更（西宮市決定）について【付議】
議案第 5 号	阪神間都市計画高度地区の変更（西宮市決定）について【付議】
審議結果	議案第 3 号については本案を適切であると答申する。 議案第 4 号、議案第 5 号については本案を承認し都市計画決定することを承認する。
主な質問等	○特になし

議案第 6 号	阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（阪神地域都市計画区域マスタープラン）の変更（兵庫県決定）について【諮問】
議案第 7 号	阪神間都市計画都市再開発の方針の変更（兵庫県決定）について【諮問】
議案第 8 号	阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（兵庫県決定）について【諮問】
議案第 9 号	阪神間都市計画防災街区整備方針の変更（兵庫県決定）について【諮問】
審議結果	議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号及び議案第 9 号について本案を適切であると答申する。
主な質問等	<p>○卸売市場再整備計画の進捗状況について聞きたい。 過去 5 回にわたり、臨海部への移転計画もあったが、いずれも実現していない。今回は現在地での再整備で、6 回目の計画ということだが、進捗状況はどうか。</p> <p>【当局回答】 現在、地元では市場事業者で構成する市場再生研究会と、関係地権者で構成するまちづくり協議会を立ち上げ、民設民営の新卸売市場を含む地区全体のまちづくりに向けた調査検討を進めており、事業手法としては市街地再開発事業が最有力であるとしている。</p> <p>○事業化の目途についてはどのように考えているか。</p> <p>【当局回答】 事業化の目途については、市場事業者や関係地権者の合意形成の状況、現況土地建物に係る権利関係の輻輳など課題解決の状況等を見極め、今年の夏頃には一定の方向性を見出したいと考えている。</p> <p>○大まかな事業完了はいつ頃に見込んでいるのか。</p> <p>【当局回答】 地元関係者の合意形成はもとより、新卸売市場を含む地区全体のまちづくりを市街地再開発事業として実施することへの理解等、様々な課題を全て順調に解決することが出来たとして、平成 35 年頃を一つの目標として考えている。</p>